

○津山圏域資源循環施設組合事務決裁規程

平成 2 1 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、管理者の権限に属する事務を、明確な責任のもとに、合理的かつ能率的に処理することを目的とする。

(準用)

第 2 条 この規程は、津山市事務決裁規程（平成 9 年津山市訓令第 2 号）を準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。